

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	外国市場デリバティブ取引への分別管理義務の導入	
担当部局	金融庁総務企画局市場課	電話番号： 03-3506-6000 (内線3611) e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	平成21年10月16日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【現状】 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年6月17日成立）において、有価証券店頭デリバティブ取引への分別管理義務が導入されたが、外国市場デリバティブ取引については分別管理が義務付けられていない。</p> <p>【問題点】 近年、個人の顧客を相手とした外国市場デリバティブ取引もみられるようになってきているところ、外国市場デリバティブを扱う業者の経営破綻時等において顧客が金融商品取引業者に預託した金銭等について分別管理がなされない結果、顧客資産の適切かつ円滑な返還が確保されない可能性がある。また、有価証券店頭デリバティブ取引について、法令で分別管理義務が課されていることとの均衡を図る必要がある。</p> <p>【目的及び必要性】 上記の問題に対応するため、外国市場デリバティブ取引に関して、顧客から預託を受けた金銭等について分別管理を義務付けることが必要である。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容 金融商品取引法施行令第16条の15	
	想定される代替案 外国市場デリバティブを扱う金融商品取引業者への分別管理義務の導入について、法令ではなく自主的な取組みに委ねる。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	外国市場デリバティブ取引を扱う業者にとっては、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。	金融商品取引業協会等において、外国市場デリバティブ取引を行う業者が分別管理を適切に行うための自主ルール整備や、実施状況の監視等に関する費用が発生する。 また、自主的な取組みが行われている範囲で、外国市場デリバティブ取引を行う業者は、顧客から預託を受けた金銭等の分別管理をするための費用が発生する。
(行政費用)	外国市場デリバティブ取引を扱う業者が分別管理義務を適切に履行しているかについての検査・監督に伴う費用が発生する。	外国市場デリバティブ取引を行う業者の経営状況の悪化等により、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されないおそれがある場合において、その是正のため検査・監督を行う費用が発生する。
(その他の社会的費用)	新たな費用は発生しない。	自主的な取組みが行われない場合、外国市場デリバティブ取引を行う業者の経営状況の悪化等により、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保されない場合において、投資家保護に支障が生じるおそれがある。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	法令上の分別管理義務を通じて、業者の経営破綻時等において、外国市場デリバティブ取引に関して顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保され、投資家保護の充実が図られる。	自主的な取組みが行われている限り、業者の経営破綻時等において顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が一定程度確保され、この限度において投資家保護の充実が図られる。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>(費用と便益の関係の分析) 本案については、今般の改正により、遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。 一方、法令により、その扱う外国市場デリバティブ取引について分別管理を義務付けることにより、外国市場デリバティブ取引を扱う業者の経営破綻時等において、顧客から預託を受けた金銭等の適切かつ円滑な返還が確保される。これら便益の増加というプラスの効果は、投資家保護の充実、ひいては、信頼と活力ある金融・資本市場の構築に資するものであり、新たな費用の発生等マイナスの効果を上回るものと考えられる。 したがって、本案による改正は適当である。</p> <p>(代替案との比較) 代替案では、遵守費用については、①金融商品取引業協会等の自主ルール整備や実施状況の監視等に関する費用に加え、自主ルールに従った業者の分別管理を行う費用を見込んだ場合、本案を上回る遵守費用が発生するおそれがある。また、行政費用及び社会的費用については、②法令上の義務付けではないため、自主ルールの遵守は必ずしも担保されず、投資家保護に支障が生じるなど、社会的費用が発生するおそれがあるほか、③実際に問題が顕在化した場合には、是正のための検査や監督を行う必要があるため、本案における検査・監督に伴う費用を上回る行政費用が発生するおそれがある。 一方、④代替案による便益の効果は、本案と比較して限定的なものになると考えられる。 したがって、これらを総合的に勘案すると、代替案は不適当である。</p>	
有識者の見解その他関連事項	特になし	
レビューを行う時期又は条件	改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。	
備考		